



平成 28 年 12 月 5 日
総務企画局企画調整部

市政記者各位

日本初

「ヘルシンキ市」及び「エストニア」へのスタートアップの海外展開支援を開始します

福岡市では今年度より、グローバル展開を見据えた創業が可能となる環境づくりを推進しております。

この度、スタートアップカフェで「ヘルシンキ市」及び「エストニア」での起業相談や企業紹介を開始するとともに、現地での施設利用や相談受付を開始します。このことは、MOU（覚書）を締結したことにより実現するものです。

この覚書の締結により、福岡市スタートアップカフェと締結都市の創業支援機関がつながり、海外展開の準備からその実現に至るまで、福岡市と締結都市が連携した支援を実施していきます。

【新サービスについて】

1. 新サービスの内容

- (1) 福岡市スタートアップカフェで、情報収集や現地支援機関への相談、ビジネス等のマッチングなどが可能に！
- (2) 締結先都市で、現地のスタートアップ関係者等とのマッチングやインキュベーションオフィス、コワーキングスペース、相談ラウンジの利用などが可能に！



2. 新サービス利用開始日

平成 28 年 12 月 5 日（月）

【MOU 等締結先及び締結日】

1. エストニア（2016 年 11 月 30 日）

- (1) エンタープライズ エストニア
- (2) スタートアップ エストニア
- (3) タリン サイエンスパーク テクノポール

2. フィンランド ヘルシンキ市（2016 年 12 月 2 日）



【このリリースに関するお問い合わせ先】

○拠点の連携について

福岡市 総務企画局 企画調整部

担当 的野, 紫垣, 橋本 092-711-4706 (内 1216)

○スタートアップカフェについて

福岡市 経済観光文化局 創業・大学連携課

担当 富田, 岡崎 092-711-4342 (内線 2526)

【覚書締結先の概要】

1. エストニア：「SKYPE」など世界的に有名なスタートアップを創出している IT 大国。起業しやすい国として有名であるとともに、イノベーション産業の誘致・育成を積極的に進めている。

(1) エンタープライズ エストニア

エストニア経済・通信省傘下の機関で、スタートアップをはじめとした企業を幅広く支援。海外からの投資や貿易、観光などの促進を行う。スタートアップ支援の取り組みは、イベント開催（Latitude59）や起業家の相談受付、ビジネス開発支援、補助金などがある。

(2) スタートアップ エストニア

政府系金融機関 Kredex が運営。スタートアップエコシステムを作るためコミュニティの形成やイベント開催、ビジネス研修などを実施。

(3) タリン サイエンスパーク テクノポール

エストニア政府、タリン市、タリン工科大学の三者で設立した創業支援施設で、会社設立から経営まで幅広い支援を行う。

2. フィンランド ヘルシンキ市

世界的なスタートアップイベント「SLUSH」が開催されるスタートアップ先進都市。創業支援施設（右の写真：Newco Helsinki）において手厚いスタートアップ支援を実施。協定締結により、当該施設を福岡市スタートアップが優先利用可能。施設の無料利用やメンタリングなどのサービスも受けられる。





福岡市とエンタープライズ・エストニアとの相互協力に関する覚書

福岡市とエンタープライズ・エストニアは、
(福岡市およびエンタープライズ・エストニアは以下「双方」という)

両地域におけるスタートアップ等企業の技術的、経済的発展の可能性について協力を推進することを目指すこととし、

下記の事項について合意した。

協力の目的

1. エンタープライズ・エストニアは、双方の技術的、経済的発展を目的とし、エンタープライズ・エストニアの協力できる範囲内で支援を行うことを意図するものである。

かかる支援は以下を含む。

- a) 情報交換及び情報提供
- b) 福岡・エストニアの企業の連携促進、二国間のネットワーク構築
- c) 会社設立に伴う費用などに対する（利用可能な）金銭的補助に関する情報提供
- d) 関連する業界団体やネットワークへの紹介
- e) 大学や他の高等教育機関の紹介
- f) 福岡市進出に興味のあるエストニア企業の福岡市への紹介

2. 福岡市は、双方の技術的、経済的発展を目的とし、福岡市の協力できる範囲内で支援を行うことを意図するものである。

かかる支援は以下を含む。

- a) 情報交換及び情報提供
- b) 福岡・エストニアの企業の連携促進、二国間のネットワーク構築
- c) 創業に関する在留資格取得や会社設立の支援（専門家による無料相談の機会提供など）

- d) 会社設立に伴う費用などに対する（利用可能な）金銭的補助
- e) 福岡市が運営するインキュベート施設への優先的入居
- f) 金融機関と連携した支援
- g) 関連する業界団体やネットワークへの紹介
- h) 大学や他の高等教育機関の紹介
- i) 海外進出に興味のある福岡市内企業の紹介

費用及び義務

- 3. 本覚書は、一方の当事者から他方に対し資金負担の義務を課すものではない。
- 4. 別段の定めがある場合を除き、双方は本覚書に基づき、その義務を順守する際に発生するコスト、費用について、各自負担するものとする。
- 5. 双方は、一方の当事者が本覚書により被った損害に対し、一切の責任を負うことはない。

一般規定

- 6. 双方は、本覚書の実施に関する以下の原則について、社会秩序や日本国及びエストニア国の法令に反しない限り、これを順守するために最大限の努力をする。
 - a) 覚書に関するすべての事業、活動を倫理的に遂行する
 - b) 人種、肌の色、信条、宗教、国、性別、年齢、性的指向、ほかのいかなる理由においても差別を行わない
 - c) あらゆる守秘義務契約書の順守と履行、及び知的所有権、機密事項、ノウハウ、アイデア、または本覚書に関する他のあらゆる活動に付随する、無形の資産を尊重する
- 7. 双方は、本覚書に記載される条項を順守する。当事者は、本条項の履行が不可能でない場合、速やかに他方の当事者へその旨を知らせることとし、双方は相互に受け入れ可能な解決策を見出すこととする。

紛争の解決

- 8. 本覚書の解釈、適用、実施から生じるいかなる紛争や意見の相違も、双方間の協議と交渉を通じ、友好的に決着させるものとする。

修正

9. 本覚書は、双方相互の合意によって、修正することができる。修正を望む当事者は他方へ書面で通告を行い、修正については、前者に対し後者が合意する旨の書面を通告した時点で効力を発する。

契約期間

10. 本覚書は、当事者各者が署名した日付をもって発行し、2年間の効力を有す。本覚書は、有効期間が満了する3ヶ月前までに、当事者の一方から書面による別途の意思表示がない場合、本覚書は自動的に2年間延長されるものとし、以降も同様とする。

地位

11. 本覚書は、法的拘束力を意図するものではなく、法的義務、法的権利を生じさせるものでもない。双方は、両者の義務を履行することを意図し、本覚書を締結する。
12. 本覚書のいかなる定めも、当事者間で共同事業、合弁事業を形成するとみなされるのではなく、各当事者が、一方の当事者を代理人に任命するものではなく、相手方を代理ないし代行し、いかなる約束をする、もしくは約束を交わす権限を与えるものでもない。

以上合意の上、双方は、内容、書式を同一とする英語及び日本語の覚書2部について署名をする。

2016年11月30日

福岡市 副市長
中園 政直

エンタープライズ・エストニア
監査役会 議長
エルキ・ムルデル



福岡市とスタートアップ エストニアとの相互協力に関する覚書

福岡市とスタートアップ エストニアは、
(福岡市およびスタートアップ エストニアは以下「双方」という)

両地域のスタートアップ等企業の技術的、経済的発展の可能性について協力を推進することを旨とするとし、

下記の事項について合意した。

協力の目的

1. スタートアップ エストニアは、双方の技術的、経済的発展を目的とし、スタートアップ エストニアの協力できる範囲内で支援を行うことを意図するものである。

かかる支援は以下を含む。

- a) 情報交換及び情報提供
- b) 福岡・エストニアの企業の連携促進、二国間のネットワーク構築
- c) 在留資格や会社設立に関する情報の取得支援
- d) 会社設立に伴う費用などに対する（利用可能な）金銭的補助に関する情報提供
- e) 金融機関と連携した支援
- f) 関連する業界団体やネットワークへの紹介
- g) 大学や他の高等教育機関の紹介
- h) 福岡市進出に興味のあるエストニア企業の福岡市への紹介

2. 福岡市は、双方の技術的、経済的発展を目的とし、福岡市の協力できる範囲内で支援を行うことを意図するものである。

かかる支援は以下を含む。

- a) 情報交換及び情報提供
- b) 福岡・エストニアの企業の連携促進、二国間のネットワーク構築
- c) 創業に関する在留資格取得や会社設立の支援（専門家による無料相談の機会提供など）
- d) 会社設立に伴う費用などに対する（利用可能な）金銭的補助

- e) 福岡市が運営するインキュベート施設への優先的入居
- f) 金融機関と連携した支援
- g) 関連する業界団体やネットワークへの紹介
- h) 大学や他の高等教育機関の紹介
- i) 海外進出に興味のある福岡市内企業の紹介

費用及び義務

- 3. 本覚書は、一方の当事者から他方に対し資金負担の義務を課すものではない。
- 4. 別段の定めがある場合を除き、双方は本覚書に基づき、その義務を順守する際に発生するコスト、費用について、各自負担するものとする。
- 5. 双方は、一方の当事者が本覚書により被った損害に対し、一切の責任を負うことはない。

一般規定

- 6. 双方は、本覚書の実施に関する以下の原則について、社会秩序や日本国及びエストニア国の法令に反しない限り、これを順守するために最大限の努力をする。
 - a) 覚書に関するすべての事業、活動を倫理的に遂行する
 - b) 人種、肌の色、信条、宗教、国、性別、年齢、性的指向、ほかのいかなる理由においても差別を行わない
 - c) あらゆる守秘義務契約書の順守と履行、及び知的所有権、機密事項、ノウハウ、アイデア、または本覚書に関する他のあらゆる活動に付随する、無形の資産を尊重する
- 7. 双方は、本覚書に記載される条項を順守する。当事者は、本条項の履行が可能でない場合、速やかに他方の当事者へその旨を知らせることとし、双方は相互に受け入れ可能な解決策を見出すこととする。

紛争の解決

- 8. 本覚書の解釈、適用、実施から生じるいかなる紛争や意見の相違も、双方間の協議と交渉を通じ、友好的に決着させるものとする。

修正

9. 本覚書は、双方相互の合意によって、修正することができる。修正を望む当事者は他方へ書面で通告を行い、修正については、前者に対し後者が合意する旨の書面を通告した時点で効力を発する。

契約期間

10. 本覚書は、当事者各者が署名した日付をもって発行し、2年間の効力を有す。本覚書は、有効期間が満了する3ヶ月前までに、当事者の一方から書面による別途の意思表示がない場合、本覚書は自動的に2年間延長されるものとし、以降も同様とする。

地位

11. 本覚書は、法的拘束力を意図するものではなく、法的義務、法的権利を生じさせるものでもない。双方は、両者の義務を履行することを意図し、本覚書を締結する。
12. 本覚書のいかなる定めも、当事者間で共同事業、合弁事業を形成するとみなされるのではなく、各当事者が、一方の当事者を代理人に任命するものではなく、相手方を代理ないし代行し、いかなる約束をする、もしくは約束を交わす権限を与えるものでもない。

以上合意の上、双方は、内容、書式を同一とする英語及び日本語の覚書2部について署名をする。

2016年11月30日

福岡市 副市長
中園 政直

クレデックス 企業部門代表
ヤルモ・リーベル



福岡市とタリン サイエンス パーク テクノポールとの相互協力に関する覚書

福岡市とタリン サイエンス パーク テクノポールは、
(福岡市およびタリン サイエンス パーク テクノポールは以下「双方」という)

両地域のスタートアップ等企業の技術的、経済的発展の可能性について協力を推進することを旨とするとし、

下記の事項について合意した。

協力の目的

1. タリン サイエンス パーク テクノポールは、双方の技術的、経済的発展を目的とし、タリン サイエンス パーク テクノポールの協力できる範囲内で支援を行うことを意図するものである。

かかる支援は以下を含む。

- a) 情報交換及び情報提供
- b) 福岡・エストニアの企業の連携促進、二国間のネットワーク構築
- c) 会社設立の支援（専門家による相談、ビジネス開発サービスの提供などを利用開始当初3ヶ月につき、各2時間まで無料で提供）
- d) 会社設立に伴う費用などに対する（利用可能な）金銭的補助に関する情報提供
- e) エストニアでの住居や e-residence 取得に関する情報提供
- f) 金融機関と連携した支援
- g) 関連する業界団体やネットワークへの紹介
- h) 大学や他の高等教育機関の紹介
- i) 福岡市進出に興味のあるテクノポール入居企業の紹介
- j) IT・クリーンテック・ヘルスケアに特化したスタートアップのタリン サイエンス パーク テクノポールへの優先的入居

2. 福岡市は、双方の技術的、経済的発展を目的とし、福岡市の協力できる範囲内で支援を行うことを意図するものである。

かかる支援は以下を含む。

- a) 情報交換及び情報提供

- b) 福岡・エストニアの企業の連携促進、二国間のネットワーク構築
- c) 創業に関する在留資格取得や会社設立の支援（専門家による無料相談の機会提供など）
- d) 会社設立に伴う費用などに対する（利用可能な）金銭的補助
- e) 福岡市が運営するインキュベート施設への優先的入居
- f) 金融機関と連携した支援
- g) 関連する業界団体やネットワークへの紹介
- h) 大学や他の高等教育機関の紹介
- i) 海外進出に興味のある福岡市内企業の紹介

費用及び義務

- 3. 本覚書は、一方の当事者から他方に対し資金負担の義務を課すものではない。
- 4. 別段の定めがある場合を除き、双方は本覚書に基づき、その義務を順守する際に発生するコスト、費用について、各自負担するものとする。
- 5. 双方は、一方の当事者が本覚書により被った損害に対し、一切の責任を負うことはない。

一般規定

- 6. 双方は、本覚書の実施に関する以下の原則について、社会秩序や日本国及びエストニア国の法令に反しない限り、これを順守するために最大限の努力をする。
 - a) 覚書に関するすべての事業、活動を倫理的に遂行する
 - b) 人種、肌の色、信条、宗教、国、性別、年齢、性的指向、ほかのいかなる理由においても差別を行わない
 - c) あらゆる守秘義務契約書の順守と履行、及び知的所有権、機密事項、ノウハウ、アイデア、または本覚書に関する他のあらゆる活動に付随する、無形の資産を尊重する
- 7. 双方は、本覚書に記載される条項を順守する。当事者は、本条項の履行が可能でない場合、速やかに他方の当事者へその旨を知らせることとし、双方は相互に受け入れ可能な解決策を見出すこととする。

紛争の解決

- 8. 本覚書の解釈、適用、実施から生じるいかなる紛争や意見の相違も、双方間の協議と交渉を通じ、友好的に決着させるものとする。

修正

9. 本覚書は、双方相互の合意によって、修正することができる。修正を望む当事者は他方へ書面で通告を行い、修正については、前者に対し後者が合意する旨の書面を通告した時点で効力を発する。

契約期間

10. 本覚書は、当事者各者が署名した日付をもって発行し、2年間の効力を有す。本覚書は、有効期間が満了する3ヶ月前までに、当事者の一方から書面による別途の意思表示がない場合、本覚書は自動的に2年間延長されるものとし、以降も同様とする。

地位

11. 本覚書は、法的拘束力を意図するものではなく、法的義務、法的権利を生じさせるものでもない。双方は、両者の義務を履行することを意図し、本覚書を締結する。
12. 本覚書のいかなる定めも、当事者間で共同事業、合弁事業を形成するとみなされてはならず、各当事者が、一方の当事者を代理人に任命するものではなく、相手方を代理ないし代行し、いかなる約束をする、もしくは約束を交わす権限を与えるものでもない。

以上合意の上、双方は、内容、書式を同一とする英語及び日本語の覚書2部について署名をする。

2016年11月30日

福岡市 副市長
中園 政直

タリン サイエンス パーク
テクノポール会長
ジャック・ライエ



福岡市とヘルシンキ市との相互協力に関する覚書

福岡市とヘルシンキ市は、
(福岡市およびヘルシンキ市は以下「両市」という)

両地域におけるスタートアップやその他分野・産業の技術的、経済的発展の可能性について協力を推進することを目指すこととし、

下記の事項について合意した。

協力の目的

1. 両市の技術的、経済的発展を目的とし、協力できる範囲内で支援を行うことを意図するものである。

かかる支援は以下を含む。

- a) 情報交換及び情報提供
- b) 福岡市・ヘルシンキ市の企業及び機関の連携の促進、二国間及び双方の企業のネットワーク構築の機会提供や立地支援
- c) 金融機関と連携した支援
- d) 関連する業界団体やネットワークへの紹介
- e) 大学や他の高等教育機関の紹介
- f) 海外進出や、商品・サービスの海外展開を検討しているスタートアップの両国の市場へのアクセスを可能とする為に本覚書を締結するとともに、交流事業について協定を定める

費用及び義務

2. 本覚書は、一方の当事者から他方に対し資金負担の義務を課すものではない。
3. 別段の定めがある場合を除き、両市は本覚書に基づき、その義務を順守する際に発生するコスト、費用について、各自負担するものとする。
4. 両市は、一方の当事者が本覚書により被った損害に対し、一切の責任を負うことはない。

一般規定

5. 両市は、本覚書の実施に関する以下の原則について、これを順守するために最大限の努力をする。
 - a) 覚書に関するすべての事業、活動を倫理的に遂行する
 - b) 人種、肌の色、信条、宗教、国、性別、年齢、性的指向、ほかのいかなる理由においても差別を行わない
 - c) あらゆる守秘義務契約書の順守と履行、及び知的所有権、機密事項、ノウハウ、アイデア、または本覚書に関する他のあらゆる活動に付随する、無形の資産を尊重する
6. 両市は、本覚書に記載される条項を順守する。当事者は、本条項の履行が可能でない場合、速やかに他方の当事者へその旨を知らせることとし、両市は相互に受け入れ可能な解決策を見出すこととする。

紛争の解決

7. 本覚書の解釈、適用、実施から生じるいかなる紛争や意見の相違も、両市間の協議と交渉を通じ、友好的に決着させるものとする。

修正

8. 本覚書は、両市相互の合意によって、修正することができる。修正を望む当事者は他方へ書面で通告を行い、修正については、前者に対し後者が合意する旨の書面を通告した時点で効力を発する。

契約期間

9. 本覚書は、当事者各者が署名した日付をもって発行し、2年間の効力を有す。本覚書は、有効期間が満了する3ヶ月前までに、当事者の一方から書面による別途の意思表示がない場合、本覚書は自動的に2年間延長されるものとし、以降も同様とする。

地位

10. 本覚書は、法的拘束力を意図するものではなく、法的義務、法的権利を生じさせるものでもない。両市は、両者の義務を履行することを意図し、本覚書を締結する。

11. 本覚書のいかなる定めも、当事者間で共同事業、合弁事業を形成するとみなされてはならず、各当事者が、一方の当事者を代理人に任命するものではなく、相手方を代理ないし代行し、いかなる約束をする、もしくは約束を交わす権限を与えるものでもない。

以上合意の上、両市は、内容、書式を同一とする英語及び日本語の覚書 2 部について署名をする。

2016 年 12 月 2 日

福岡市 副市長
中園 政直

ヘルシンキ市 副市長
ペッカ・サウリ

スタートアップ交流事業に関する協定書

1 協定当事者

(1) 福岡市役所（以下、福岡市とする）

福岡市役所 総務企画局企画調整部

810-8620 福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

(2) ヘルシンキ市（以下、ヘルシンキ市もしくは NewCo Helsinki とする）

ヘルシンキ市行政経済発展局 NewCo Helsinki

PO Box 4500

00099 CITY OF HELSINKI

Business ID: 0201256-6

2. 担当者

(1) 担当者は、本協定が実現するように管理・監督を行い、その実現に関するあらゆる問題を協定当事者に伝達する責任がある。担当者は本協定を変更する権利を有さない。

(2) 別紙で担当者を定めることとし、一方の協定当事者が担当者を変更する必要がある場合は、直ちに他方の当事者に対して、書面によりその変更を通知しなければならない。

3. 協定の背景

(1) 福岡市とヘルシンキ市の良好で密接な協力関係構築に向けて、またヨーロッパ・日本市場へ展開したい企業をそれぞれのエコシステムの中で支援するため、両市はスタートアップ交流事業の設立を決定した。（以下、交流事業とする）

(2) この事業は、福岡市のスタートアップ企業がヨーロッパ市場へ、またヘルシンキ市のスタートアップ企業が日本市場へ展開するためのプラットフォームを提供することが目的である。

(3) また本協定の第 5 項に定められている協定当事者の、スタートアップおよびその他企業へのサービスに関する経験を活用して、交流するスタートアップ企業が双方の市場を調査研究し、国際的にビジネス展開ができるようにすることを交流事業設立の背景としている。

4. 本協定締結の目的

(1) 本協定をもって、両市は第 5 項に規定される福岡市とヘルシンキ市間の事業に関する誓約を、着実に実行することに同意する。

(2) 本協定の目的は、本事業を実現し、スタートアップ企業の相互訪問を成功させることである。

5. 事業

(1) 本交流事業の言語は英語とし、サービスは英語で提供される。

(2) 福岡市で交流事業に参加するスタートアップ企業は、NewCo Helsinki が選出し、福岡市が承認する。

(3) NewCo Helsinki での交流事業に参加するスタートアップ企業は、福岡市が選出し、NewCo Helsinki が承認する。

(4) 協定当事者は、1年間に少なくとも3社のスタートアップ企業、各社最大2名の受け入れを、相互にできるものとするが、担当者間で文書による本契約に対する付加条項にて合意を行えば、更なる受け入れが可能であるものとする。

(5) 協定当事者は、本協定の義務を遂行する際に発生する自らの経費に責任を持つ。第6項を除いて、いずれの協定当事者も本協定のもと、他方に対し、いかなる支払いもする必要はない。

(6) 本事業の一環として、ヘルシンキ市は、福岡市から参加するスタートアップ企業に対して2か月以内の交流期間中、以下を提供する。

- a. NewCo Helsinki のコワーキングスペースと施設を2か月間、自由に利用
- b. NewCo Helsinki 敷地への出入り、月～金曜日 7:45～21:30
- c. 週6時間のミーティングルームの利用
- d. 記者会見や製品発表会などスタートアップ企業自身のイベントのために、予約状況に応じた NewCo Helsinki 施設の予約
- e. インターネット接続
- f. プリンター利用
- g. 郵便発送(20g まで)及び郵便受付サービス
- h. NewCo Helsinki の講師や関係する外部のパートナーによる1対1のビジネス指導
- i. NewCo Helsinki および NewCo Helsinki Accelerator が開催するイベントに参加
- j. 関連する可能性のあるエコシステムのビジネスパートナーを紹介
- k. イベント、ニュースレター、集会、ソーシャルメディアグループを通じたヘルシンキの

スタートアップシーンへの紹介

- l. NewCo Helsinki のウェブや他のオンラインチャンネルでの認知
- m. ヘルシンキでの会社登録支援
- n. ウェブ上のプラットフォーム(www.boardio.fi)を利用した、フィンランドやヨーロッパにおけるアドバイザーや役員人材確保のためのマッチング支援
- o. 適切な住居を探すための支援
- p. ビジネス VISA 取得の支援
- q. ビジネスに利用する銀行口座開設支援（必要な場合）
- r. 会計士を見つけるための支援（必要な場合）
- s. サービスプロバイダーやコンサルタントが所属する NewCo Helsinki ネットワークへのアクセス
- t. フィンランドや他のヨーロッパ諸国に永住する役員を探すための支援（必要であれば）

(7) 本事業の一環として、福岡市は、ヘルシンキ市から参加するスタートアップ企業に対して 2 か月以内の交流期間中（最長 6 か月間の継続の可能性あり）、以下を提供する。

- a. 福岡市スタートアップカフェの自由な利用と、福岡市が運営するインキュベーション施設の優先的な利用
- b. 適切な事務所スペースを探す支援（コワーキングもしくは民間オフィス）
- c. 英語での 1 対 1 のビジネス指導
- d. インターネット接続と内部での印刷（利用できる限り）
- e. NewCo Helsinki のスタートアップ企業が、地元(福岡)のスタートアップエコシステムに迅速に効率的に入れるように支援
- f. 関連のあるサプライヤー、顧客や他のビジネスパートナーへの紹介
- g. 福岡市スタートアップ関連ウェブサイトを通じたプロモーション
- h. 適切な住居を探すための支援
- i. スタートアップビザの申請の支援
- j. 創業に必要な専門家による無料相談

(8) 協定当事者は、事業の評価プロセスの一環として、毎年 12 月に事業の進捗状況を報告する。（ 11.(1)a 項 参照 ）。協定当事者は事業の実現状況を確認し、必要であれば双方の合意により共同で事業の変更もしくは更新を行わなければならない。

6. 損害

- (1) 協定当事者は、他方の当事者の協定違反による直接的な損害に対して、損害賠償請求権を有する。
- (2) 協定当事者には、間接的な損害に対して責任を負わない。この制限は、一方の協定当事者が故意、もしくは重大な過失によって損害の原因となった場合は適用しない。その場合、損害を受けた協定当事者は、間接的な損害に対しても損害賠償権を有する。
- (3) 協定当事者は、参加スタートアップ企業による損害に対して責任を負わない。
- (4) 参加スタートアップ企業による損害を補償するために、協定当事者が適切であると判断した場合は、参加スタートアップ企業と個別の合意を結ぶことができる。

7. 不可抗力

- (1) もし協定内容の順守が、不可抗力によって阻止または遅延となった場合、一方の協定当事者は発生期間中、協定内容の順守を免除される。
- (2) 不可抗力とは、協定調印時にはその発生を予想できない目的の達成を阻止する特別な事由である。協定当事者は、協定を結ぶときにその事由を考慮に入れる理由を有してはならず、その事由は協定当事者とは無関係でなくてはならない。不合理な追加経費や時間の損失を発生することなく、阻止による影響をなくすことは不可能である。そういった事由には、戦争、暴動、社会不安、公的な必要性のための没収や押収、輸出入の禁止、自然災害、公共交通機関やエネルギー供給の遮断、ストライキや他の労働争議、火災、もしくは協定当事者とは無関係の同様に重大で異常な理由を含む。
- (3) 他方の協定当事者は、不可抗力の状況とその終了について直ちに報告を受けなくてはならない。

8. 協定の譲渡

- (1) いずれの協定当事者も、他方の協定当事者の書面による同意なしには、第三者に本協定を譲渡する権限はない。

9. 協定の変更

- (1) 本協定は、協定当事者の署名をもってのみ変更される。

10. 紛争解決

- (1) 協定に関する問題は、協定当事者間の交渉によって解決しなければならない。

11. 協定の有効性

(1) 本協定は、両協定当事者が署名した時点で効力を発生し、2017年12月31日まで有効とする。

a. 本協定および想定される追加条項のもと、各年の12月第一営業日の時点で、本事業は協定当事者によって再検討されなければならない。

b. 本協定は、当事者の一方から書面による別途の意思表示がない場合、自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

c. この契約の延長をしない場合、12月第一営業日の検討の際にその理由を明示したうえで、有効期間が満了する2週間前までに書面により意思表示を行うものとする。

12. 協定の複写

(1) 本協定は同一のものを英語及び日本語にて2通作成し、それぞれの協定当事者が1部ずつ保管する。

署名

福岡市

ヘルシンキ市

永浦 洋彦
総務企画局理事

マルヤ・レーナ・リンキネバ
経済発展局長